

特定接種に関する論点①

1. 第1次案の見直しまたはさらに検討すべき点について

(1) 第1次案では、「数か月間機能停止することにより国民生活や社会機能が破綻するおそれがある業種・職種」を先行的なワクチンの接種の対象として、「医療従事者及び社会機能の維持に関わる者」の業種・職種を列挙した。

また、特措法では、「医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの」を「登録事業者」として、特定接種の対象者とされている。

① 第1次案の「医療従事者及び社会機能維持に関わる者」及び特措法の「登録事業者」ともに、「ワクチンを一般国民に先行して接種する」、という考え方は同一であるため、「第1次案」の検討を基本として登録事業者の議論を考えてよいか。

② 第1次案では、接種の優先順位も含めた形で3つの分類(カテゴリーⅠ、Ⅱ、Ⅲ)を示しているが、第1次案のカテゴリーを基本として議論を考えてよいか。

③ 個別の業種・職種について、見直す点はないか。

(第1次案のパブリックコメント及び2009年の新型インフルエンザ(A/H1N1)の経験等を踏まえた修正)

※例えば、2009年の新型インフルエンザ(A/H1N1)の際は、あらゆる医療機関で新型インフルエンザの患者に対応したが、感染症指定医療機関とその他の医療機関の医療従事者で違いを設けることは適当か。

※「第1次案」においては「業種・職種の機能を継続するために必要な物資やサービスを提供するサプライチェーン(一連の取引業者)を構成する業種・職種についても、対象とすることが必要である。」、「対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。」とされているが、特定接種対象の業種・職種に関連するサプライチェーンについてはどのように扱うべきか。

特定接種に関する論点②

1. 第1次案の見直しまたはさらに検討すべき点について(続き)

(2)特措法では、登録事業者の業務に従事する者であって、厚生労働大臣の定める基準に該当する者に対して臨時に予防接種を行うとされているが、登録事業者の従業員のうち、接種対象になるのはどのような従業員か。

<参考>

第1次案では、「業種・職種に属している者すべてが接種対象になるというわけではなく、当該業種・職種の従事者の中でも、上記の目的に資する業務や職務に携わっている者に限られる。」としているところ。

2. 指定公共機関制度と特定接種対象の登録事業者の関係について

新たに設けられた指定公共機関制度（特措法第2条第6号）と特定接種の登録事業者の関係についてはどのようにするか。（→指定公共機関の議論と併せて議論を行う予定。）

①指定（地方）公共機関は基本的には登録事業者と考えるべきか（その場合の接種順位の考え方、など）

☆実施体制（接種主体、ワクチンの流通等）等については、厚生労働省の新型インフルエンザ専門家会議での検討結果を踏まえ、医療・公衆衛生分科会で議論する予定。）